

## 緊急支援金相当額等の返還に係る利息の免除について

	平成27年9月	4日付け	27農畜機第2478号
一部改正	平成31年4月15日付け	31農畜機第	387号
一部改正	令和3年6月3日付け	3農畜機第	1311号
一部改正	令和4年4月19日付け	4農畜機第	385号
一部改正	令和7年4月4日付け	7農畜機第	85号

肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱（平成23年8月19日付け23農畜機第2228号。以下「要綱」という。）第2の規定により交付した緊急支援金、出荷遅延支援金及び価格低下支援金（以下「緊急支援金等」という。）の返還に当たり、付加する利息を免除する場合の要件、承認申請手続等については、次のとおりとする。

### 1 定義

この規程における用語の意味は、次のとおりとする。

#### (1) 返還相当額

緊急支援金相当額等及び緊急支援金相当額等の返還に当たり付加する利息のことをいう。

#### (2) 未返還者

返還相当額について、全額の返還が完了していない事業対象者のことをいう。

### 2 利息の免除の要件について

この利息の免除を受けようとする未返還者は、次の（1）及び（2）に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

#### (1) 以下のいずれかに該当するため、返還相当額の全額返還が困難となる未返還者であること。

ア 未返還者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。

イ 未返還者が肥育経営に限らず全ての事業を廃止し、又は休止したとき。

ウ 未返還者が肥育経営に限らず全ての事業につき、著しい損失を受けたとき。

エ 未返還者が個人である場合には、年間所得が200万円以下であるとき。ただし、200万円を超える場合でも、別紙様式第1号の別紙の年間所得が200万円を超える方のための控除計算表により、特別な支出を控除して200万円以下となる場合には、対象とする。

- オ 上記アからエに定めるもの以外で、未返還者が真に困窮している等と独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が特に認めるとき。
- (2) 5の規定により承認の取消しを受けてから12か月を経過しない者に該当しないこと。

### 3 利息免除等の手続等

#### (1) 利息の免除に係る申請

ア 利息の免除を受けようとする未返還者は、別紙様式第1号の肉用牛肥育経営緊急支援事業の緊急支援金相当額等の返還に係る利息支払の免除申請書（以下「免除申請書」という。）を速やかに事業実施主体の長へ提出することとする。

イ 事業実施主体は、アで申請のあった内容について、2の要件を確認の上、別紙様式第2号の肉用牛肥育経営緊急支援事業の緊急支援金相当額等の返還に係る未返還者の利息支払の免除申請書に未返還者から提出のあった免除申請書の写し等を添付し、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「理事長」という。）へ提出し、その承認を受けるものとする。

#### (2) 調査及び報告

機構及び事業実施主体は、必要があると認めたときは、未返還者に対し、必要な事項について現地調査をし、又は報告を求めることができるものとする。

### 4 承認の期間

1回の申請で承認する利息の免除の期間は、令和7年4月から令和10年3月までのうち、最長で12か月とする。なお、令和7年4月から令和10年3月までの期間内であれば、再度申請することができる。

### 5 承認の取消し

事業実施主体が定める令和7年4月以降の緊急支援金相当額等の返還についての規程に基づく計画的な返還において、未返還者がその支払を2回分以上怠った場合には、理事長は、遅滞の日の翌日からの利息の免除の承認を取消すものとする。

#### 附 則

この規程は、平成27年9月4日から施行する。

#### 附 則

この規程の改正は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和3年6月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和4年4月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和7年4月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別添様式第1号

年 月 日

肉用牛肥育経営緊急支援事業の緊急支援金相当額等の返還に係る利息支払の免除申請書

団体名

代表者氏名

殿

(申請者)

住所

氏名又は名称

印

標記の件について、緊急支援金相当額等の返還に係る利息の支払を免除して頂きたく、「緊急支援金相当額等の返還に係る利息の免除について」(平成27年9月4日付け27農畜機第2478号)の3の(1)のアの規定に基づき、別記のとおり必要書類を添えて申請します。

別 記

1 返還相当額の返還状況について

緊急支援金等受領額	返還額（利息分を含む）	未返還額（利息分を含む）
円	円	円

(注) 事業実施主体から独立行政法人農畜産業振興機構に申請する際には、事業実施主体に提出されている「肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る緊急支援金（等）未返還金支払計画書」を添付します。

2 希望する利息の免除期間

令和    年    月から令和    年    月まで
------------------------------

(注) 利息の免除を申請できる期間は、令和7年4月から令和10年3月までとなります。

この期間の中で、12か月以内の期間を記入して下さい。13か月以上の期間及び令和10年4月以降の月を記入した場合は、その期間は免除の対象となりません。

また、利息の免除期間については、原則として承認された日が属する月からとなります。

3 要件の確認

以下のいずれかに該当するため、返還相当額の全額返還が著しく困難となる未返還者。(アからオのうち、一つを選択してください。)

チェック欄	記号	要件及び添付書類
	ア	<p>その財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。</p> <p>添付書類</p> <p>①災害の場合は、公的機関が発行する「り災証明書」等とする。</p> <p>②盗難の場合は、警察署が発行する「遺失・盗難証明書」とする。</p>
	イ	<p>肥育経営に限らず全ての事業を廃止し、又は休止したとき。</p> <p>添付書類</p> <p>直近の「所得税の確定申告書」又は「決算報告書」、「通帳の写し」等とする。</p>

	ウ	未返還者が肥育経営に限らず全ての事業につき、著しい損失を受けたとき。 添付書類 その損失を証明するために、機構又は事業実施主体が提出を求める書類とする。
	エ	未返還者が個人である場合には、直近の年間所得が200万円以下であるとき。 添付書類 直近の「所得税の確定申告書」とする。 ただし、200万円を超える場合でも、別紙様式第1号の別紙により、特別な支出を控除して200万円以下となる場合には対象とする。なお、この場合は「別紙様式第1号の別紙」も提出すること。
	オ	上記アからエに定めるもの以外で、未返還者が真に困窮している等と機構が特に認めるとき。 添付書類 機構又は事業実施主体が提出を求める書類とする。

(注1) 選択する要件の「チェック欄」にチェックを入れてください。

(注2) 要件ごとの添付書類を添付して下さい。

#### 4 個人情報の取扱い

この申請により得られるあなたの個人情報は、下記のとおり取り扱われます。

##### (1) 個人情報の利用目的

肉用牛肥育経営緊急支援事業における返還相当額の返還に係る利息の免除申請の審査に利用する。

##### (2) 共同利用する者の範囲

別添の事業実施主体のうち、あなたに緊急支援金等を交付した事業実施主体（以下単に「事業実施主体」という。）及び独立行政法人農畜産業振興機構

##### (3) 共同利用するデータ項目

氏名、住所、経営状況等の分かる資料（決算報告書、確定申告書、その他利息の免除申請の審査に必要なため、提出を求めた資料）

##### (4) 個人情報の管理者

ア 事業実施主体

イ 独立行政法人農畜産業振興機構畜産経営対策部肉用牛肥育経営課  
東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

上記の個人情報の取扱いについて同意します。

(同意する場合はチェックを入れてください。また、同意しない場合は、申請できません。)

別添様式第2号

年 月 日

肉用牛肥育経営緊急支援事業の緊急支援金相当額等の返還に係る未返還者の利息支払の免除申請書

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

(申請者)  
住 所  
団体名  
代表者氏名

標記の件について、未返還者から別添のとおり利息支払の免除申請がありました。

本協会を確認しましたので、「緊急支援金相当額等の返還に係る利息の免除について」（平成27年9月4日付け27農畜機第2478号）の3の（1）のイの規定に基づき、未返還者から提出のあった免除申請書の写し等を添付し、提出いたします。

## 年間所得が200万円を超える方のための控除計算表(個人のみ)

年間所得が200万円を超える方のみ記入して下さい。  
 該当する金額を控除しても所得200万円を超える場合、申請しても承認されません。  
「8」が所得200万円以下になった場合に限り、利息免除申請を提出することができます。

※記入上の注意:金額は円単位で記入して下さい。該当する金額がない項目は0円と記入して下さい。

	氏名	印
<b>1 所得証明書類の年間所得</b> 最新の所得証明書類に記載の金額を記入して下さい。 合計所得額(総所得額)を記入してください。		
1		円
<b>2 未返還者本人にかかる控除</b> ● 控除額:一律100万円		
2		円
<b>3 未返還者本人の被扶養者にかかる控除</b>		
被扶養者の氏名	続柄	被扶養者の氏名
1		4
2		5
3		6
		被扶養者人数 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 20px; vertical-align: middle;"></div> 人
(注1)被扶養者の人数が記載された未返還者本人の所得証明書類が必要です。		
● 控除額:被扶養者1人につき38万円控除。 38万円 × 被扶養者数(表に記入した人数) = 3の欄に記入する。	3	
<b>4 未返還者本人の被扶養者でない親への援助</b> ※ 親を未返還者本人の被扶養者としている場合は、3で記入して下さい。		
父母の氏名	続柄	父母の同居・別居(注2)
	父	同居 / 別居
	母	同居 / 別居
(収入・所得)	(収入・所得)	(収入・所得)
有 / 無	有 / 無	有 / 無
		親へ援助している金額(年間)
		円/年
		円/年
(注2)父と母が同居している場合は、父母両方の欄を記入し、収入(所得)の多い方の所得証明書を提出して下さい。 (注3)父・母が、収入150万円(所得100万円)を超える場合(未返還者が父・母と同居の場合)、この「4」の控除は認められません。 父・母が、収入230万円(所得150万円)を超える場合(未返還者が父・母と別居の場合)、この「4」の控除は認められません。 (注4)父・母が生活保護を受給している場合、この「4」の控除は認められません。		
● 控除額:年間38万円上限(父母別居の場合で各々に援助している場合は1世帯につき年間38万円上限(合計76万円)として実費を控除) 親へ援助している金額(表の右端列)と38万円のうち、金額の低い方をこの「4」に記入。 (父と母が別居の場合でそれぞれに援助している場合は、親へ援助している金額(表の右端列)と76万円のうち、金額の低い方を「4」に記入。)		
4		円
(裏面に続きます。)		

**5 未返還者本人の被扶養者でない他の親族(2親等以内で配偶者・子を除く)への援助**

※ 親への控除に加えて援助が必要な場合にのみ記入できます。対象者を未返還者本人の被扶養者としている場合は、「2」に記入してください。

援助の受領者氏名	続柄	父母との同居・別居(注5)	年間収入(注6) (収入・所得)	父母が生活保護を受給しているかの有無(注7)	学生であるかの確認(注8)	援助している金額(年間)
		同居 / 別居	(収入・所得)	有 / 無	有 / 無	円/年
		同居 / 別居	(収入・所得)	有 / 無	有 / 無	円/年

援助の受領者の所得証明書を提出してください。

(注5)援助の受領者が、父・母と同居している場合は、この「5」の控除は認められません。

(注6)援助の受領者が、収入150万円(所得100万円)を超える場合(未返還者と同居の場合)、この「5」の控除は認められません。

援助の受領者が、収入230万円(所得150万円)を超える場合(未返還者と別居の場合)、この「5」の控除は認められません。

(注7)援助の受領者が、生活保護を受給している場合、この「5」の控除は認められません。

(注8)援助の受領者が、兄弟姉妹の場合、学生でなければ、この「5」の控除は認められません。

- 控除額: 年間38万円を上限として、実費を控除。援助している金額(表の右端列)と38万円のうち、金額の低い方をこの「5」に記入。

5

	円
--	---

**6 未返還者本人にかかる医療費**

※未返還者本人が傷病であり、その加療期間が6カ月以上であることが条件です。

※診断書、当該診断書で確認できる傷病に係る医療機関等の領収書、医療費支払申告書(所定用紙)を提出することが必要です。

- 控除額: 年間96万円(1カ月8万円)を上限として、領収書等により証明される額を控除。

医療費支払申告書(所定用紙)の「負担する金額」の合計と96万円のうち、金額の低い方をこの「6」に記入。

6

	円
--	---

**7 未返還者本人の被扶養者にかかる医療費や介護に要する経費**

※未返還者本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であること又は介護保険制度における要介護認定を受けた者であることが条件です。

※医療費等補助申告書(所定用紙)のほか、医療費にあつては、診断書、当該診断書で確認できる傷病に係る医療機関等の領収書を、介護に要する経費にあつては、介護保険被保険者証、利用した介護サービスに係る介護サービス事業者等の領収書を提出することが必要です。

- 控除額: 年間96万円(1カ月8万円)を上限として、領収書等により証明される額を控除。

医療費補助申告書(所定用紙)の「負担する金額」の合計と96万円のうち、金額の低い方をこの「7」に記入。

7

	円
--	---

**8 控除後の年間所得金額(1-2-3-4-5-6-7)**

※この「8」が所得200万円以下になった場合に限り、利息の免除申請を提出することができます。

8

	0 円
--	-----

さらに追加の書類の提出を依頼する場合があります。以上に該当しても、審査の結果、認められない場合もありますのであらかじめご了承ください。

## 医療費支払申告書(未返還者本人)

氏 名 \_\_\_\_\_

あなたが支払った医療費の額

番号	項 目	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	合計
①	あなたが支払った額													0
②	高額療養費制度による給付金													0
③	医療費控除による還付金													0
④	保険給付金													0
⑤	その他( )													0
負担する額・・・①-(②+③+④+⑤))		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※①はあなたが実際に支払った金額(領収書の添付が必要)。②～⑤は給付・還付等により戻る金額。

《添付書類》以下の全てを添付して下さい。(確認のため添付した書類に○印をつけてください)

	診断書(原本。見込み期間を含め療養期間の記載のあるもの)
	医療費の領収書の写し(食事代などの内訳の記載されていることが必要)

## 医療費等補助申告書(被扶養者の医療費等)

氏 名 \_\_\_\_\_

あなたが補助している医療費等の額

番号	項 目	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	合計
①	あなたが支払った額													0
②	高額療養費制度による給付金													0
③	医療費控除による還付金													0
④	保険給付金													0
⑤	その他( )													0
負担する額・・・①-(②+③+④+⑤))		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※①はあなたが実際に支払った金額(領収書の添付が必要)。②～⑤は給付・還付等により戻る金額。

《添付書類》以下の全てを添付して下さい。(確認のため添付した書類に○印をつけてください)

	健康保険証(国保不可)又は未返還者本人の被扶養者であることが分かる書類
	診断書(原本。見込み期間を含め療養期間の記載のあるもの)又は介護保険被保険者証の写し
	医療費等の領収書の写し(食事代などの内訳の記載されていることが必要)

※その他の添付書類が必要となる場合があります。